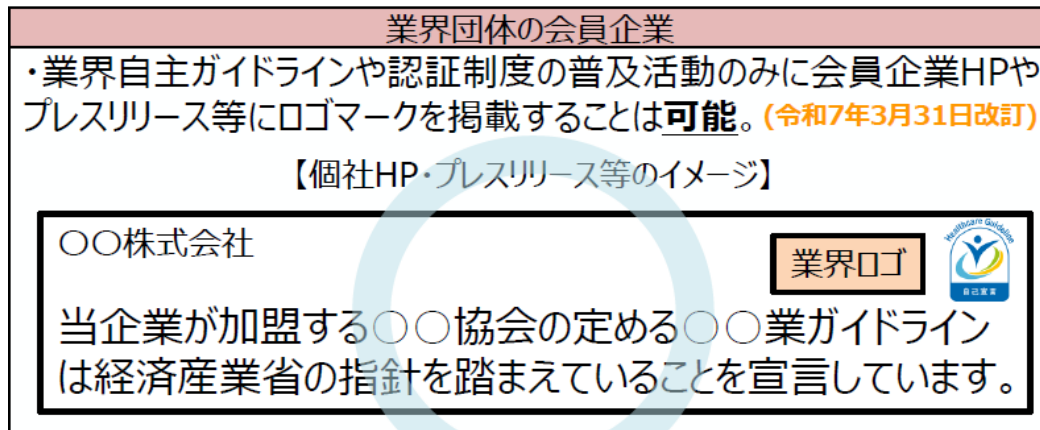


経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の「紹介文」 及び「自己宣言ロゴ」等の使用について

経済産業省 HP の「ロゴマークの使用可能範囲について」参照ください。（下記 URL）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/siyouhanni.pdf

【個社 HP・プレスリリース等のイメージ】での記載事項



- 〇〇株式会社：健康増進機器認定企業
- 業界ロゴ：「HAPI マーク」及び「健康増進機器認定マーク」
- 自己宣言ロゴ：業界ロゴの横
- 紹介文：当企業が加盟する「（一社）日本ホームヘルス機器協会」の定める「健康増進機器認定制度ガイドライン」は経済産業省の指針を踏まえていることを宣言しています。

① ヘルスケアガイドライン等のあり方及び健康増進機器認定制度・認定製品の紹介文例 （別紙参照）

② 経済産業省「自己宣言ロゴ」使用に関する基本方針等について

- ・個別製品に対して自己宣言ロゴが与えられたと誤認されることを避けるため、媒体を問わず、個別製品の PR がある部分での表記は NG
- ・一方、製品 PR のない箇所（例：会社案内等）に表記することは、業界団体はもちろんのこと 会員企業であっても OK
- ・製品 PR、会社 PR がきちんと分かれていない広告は一般的に存在するので、それらについては 経済産業省に別途相談する。

（例：同じページに会社概要と製品 PR が表記されていて、会社概要側に自己宣言ロゴを表記している等）

○「自己宣言ロゴ」、「HAPI マーク」、「健康増進認定製品マーク」について



- a. 認定企業であれば、「自己宣言ロゴ」と「健康増進認定製品マーク」と「協会 HAPI マーク」を掲載できるが、いずれも**製品 PR には「自己宣言ロゴ」は掲載できない。**
- b. 認定企業であれば、「自己宣言ロゴ」と「健康増進認定製品マーク」を掲載できるが、いずれも**製品 PR には「自己宣言ロゴ」は掲載できない。**
- c. 認定企業であれば、「自己宣言ロゴ」と「協会 HAPI マーク」を掲載できるが、いずれも**製品 PR には「自己宣言ロゴ」は掲載できない。**
- d. 協会会員企業であれば、「自己宣言ロゴ」と「協会 HAPI マーク」を掲載可能であるが、いずれも**製品 PR には「自己宣言ロゴ」は掲載できない。**
(健康増進機器は未認定の場合)

※上記 a～d は、広告媒体を問わない。

○経済産業省「自己宣言ロゴ」使用に関する**注意事項**

- ・「自己宣言ロゴ」及びその紹介文は、製品 PR には使用できない。
- ・「自己宣言ロゴ」の近くにその紹介文の代わりに経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」HP の URL や二次元コードを掲載してもよい。
- ・会社案内等の会社概要ページと製品 PR ページが明確に分かれているか判断を要する場合は、当協会経由で経済産業省に別途相談すること。